

<p>第40号 横浜市報調達公告版</p>	<p>発行所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所</p>
---------------------------	--

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
（令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託 一式）・・・・・・・・・・ 2

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和8年4月14日

契約事務受任者 横浜市教育次長

## 1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 件名及び数量  
令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
学校経営支援課（横浜市庁舎）ほか

## 2 提案書の提出者の資格

提案書の提出を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和8年4月24日から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「316：コンピュータ業務」の登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、同名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (4) プライバシーマークの認証を取得している者又はISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者。（契約期間中に有効期限が切れる場合には認証を継続することの意向を示すこと。）

## 3 参加表明の手続

入札に参加しようとする者は、次の手続きが必要です。なお、書類作成の際には、横浜市ウェブページからダウンロードして記入し、提出してください。

- (1) 2(3)の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続きが必要です。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る入札参加資格申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(5)の局課に必ず連絡してください。

イ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが種目「316：コンピュータ業務」に登録が認められていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る種目追加申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(6)の局課に必ず連絡してください。

- (2) 申請期限  
令和8年4月24日午後5時
- (3) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。

- 
- (4) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校経営支援課（横浜市庁舎14階）
  - (5) 前項第3号に規定する登録に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局契約第二課（横浜市庁舎11階）  
電話 045(671)2186（直通）
  - (6) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校経営支援課（横浜市庁舎14階）  
細水 電話 045(671)3732（直通）
- 4 提案資格の喪失
- 提案資格確認結果の通知後、提案資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。
- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書に必要な書類を示す場所等
- 本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法
- 横浜市ホームページよりダウンロード可能。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/kyoiku/>)  
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間  
公告日から令和8年5月18日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
  - (2) 貸出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校経営支援課（横浜市庁舎14階）  
電話 045(671)3732（直通）
- 7 提案書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出期限  
令和8年5月25日午後5時（提案書締切）
  - (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
  - (3) 提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校経営支援課（横浜市庁舎14階）  
細水 電話 045(671)3732（直通）
- 8 無効となるプロポーザル
- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
  - (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (3) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - (4) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - (5) 虚偽の内容が記載されているもの
  - (6) 本プロポーザルに関してプロポーザル評価委員との接触があったもの
- 9 受託候補者の決定
- (1) 提案内容に関するヒアリング
-

---

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容について説明及び質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「令和8年度 横浜版伴走型生成AIの構築に向けた試行・研究委託」  
受託候補者選定に係る実施要領による。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

特定した受託候補者から、見積時に資金計画表を徴し、真に必要な時期に必要な金額を支払う。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 詳細は、提案書作成要領による。

13 Summary

(1) Pilot Research Project for the Development of a Yokohama-Specific Ongoing Student Support Generative AI System in FY2026

(2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 24 April, 2026 (Japan Standard Time)

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 25 May, 2026 (Japan Standard Time)

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(5) Contact point for the notice: School Management Support Division, Board of Education Secretariat, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-3732